

令和7年8月22日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人 信 託 協 会

「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見について

番号	該当箇所	意見等
1	第1の1（1） および 第2の1（1） 1-4 頁、8-9 頁	現在、一般に各銀行の普通預金約款は、預金者について後見等が開始された場合に、銀行への届出を義務付け、預金者がこれらの義務に違反して届出を怠った場合、あるいは届出前に生じた損害については、銀行は責任を負わないことを定めている。 ついては、民法の改正において第1の1（1）においていずれの案をとる場合であっても、上記普通預金約款の定めが有効であることが広く解釈として明らかとなるよう、今後の部会の中でご議論いただきたい。 （理由・背景等） 定型かつ大量の取引を伴う銀行の店頭において、銀行が個別取引ごとに被保護者顧客に関する保護者の権限を個々に確認することは、銀行利用者の都度の負担、銀行営業店の店頭に配置している労働力やコストについて銀行に過度な負担が生じるため難しく、経営に影響がある。しかしながら、本中間試案ではこの点についての言及がなく、不十分と考えるため。
2	第1の2 乙1案 7 頁 21 - 32 行	本人・代理人・承継人・保護者・同意者の取消権について記載があるが、契約に対してどのような工程を経ることで（例えば取引時に取消権者から同意追認してもらう等）、取消権者による取消が行われることなく、取引の相手方は保護されるのか仕組みや考え方の明示が必要と考えられる。 また、取消権を複数の者に付与することは、取引時に各人からの同意追認が必要になると考えられ、実務の観点から煩雑（例えば各人から届出印の押印や実印・印鑑証明書の提出）となる可能性があるため、取消権を有する者を限定することが円滑な取引を行う上では望まれる。 さらに、取消権を有する者は契約の相手方にとっては取引関係者にあたり、審判を受けた保護者以外の者が取消権を有する場合は審判書への具体的な明記が必要と考えられる。 （理由・背景等） 契約取消しにより取引相手方が原状回復義務を履行しなければならなくなる事態を、事前に防止できることを明確にしておきたいため。
3	第1の2 乙2案 7-8 頁 33-36、1-9 行	本人・代理人・承継人・保護者・同意者の取消権について記載があるが、契約に対してどのような工程を経ることで（例えば取引時に取消権者から同意追認してもらう等）、取消権者による取消が行われることなく、取引の相手方は保護されるのか仕組みや考え方の明示が必要と考えられる。 また、取消権を複数の者に付与することは、取引時に各人からの同意追認が必要になると考えられ、実務の観点から煩雑（例えば各人から届出印の押印や実印・印鑑証明書の提出）となる可能性があるため、取消権を有する者を限定することが円滑な取引を行う上では望まれる。 さらに、取消権を有する者は契約の相手方にとっては取引関係者にあたり、審判を受けた保護者以外の者が取消権を有する場合は審判書への具体的な明記が必要と考えられる。 （理由・背景等） 契約取消しにより取引相手方が原状回復義務を履行しなければならなくなる事態を、事前に防止できることを明確にしておきたいため。

番号	該当箇所	意見等
4	第1の2 丙案 8頁10-19行	本人・代理人・承継人・保護者・同意者の取消権について記載があるが、契約に対してどのような工程を経ることで（例えば取引時に取消権者から同意追認してもらう等）、取消権者による取消が行われることなく、取引の相手方は保護されるのか仕組みや考え方の明示が必要と考えられる。 また、取消権を複数の者に付与することは、取引時に各人からの同意追認が必要になると考えられ、実務の観点から煩雑（例えば各人から届出印の押印や実印・印鑑証明書の提出）となる可能性があるため、取消権を有する者を限定することが円滑な取引を行う上では望まれる。 さらに、取消権を有する者は契約の相手方にとっては取引関係者にあたり、審判を受けた保護者以外の者が取消権を有する場合は審判書への具体的な明記が必要と考えられる。 （理由・背景等） 契約取消しにより取引相手方が原状回復義務を履行しなければならなくなる事態を、事前に防止できることを明確にしておきたいため。
5	第1の2 丙案 8頁21-22行	取消権者及び同意をすることができる者が追認したときはとあるが、契約時に追認しておくことで充足すると考えられるが、同意をすることができる者は誰を指すのか、審判書への具体的な明記が必要と考えられる。 （理由・背景等） 契約取消しにより取引相手方が原状回復義務を履行しなければならなくなる事態を、事前に防止できることを明確にしておきたいため。
6	第2の1 8-10頁	事理弁識能力を欠く状態のまま制度終了した者との取引において、取引の相手方の保護の観点から制度化された意思決定支援による、終了者の意思決定のサポートが必要と考えられる。 例えば、以下の様な意思決定支援にて本人および取引相手方の保護。 ・本人（事理弁識能力が不十分）を中心に、意思決定支援者が情報提供・意思形成・意思表示を支援 ・取引の相手方は、支援記録の控えを受け入れ（内容確認しない）し、契約締結。 ・支援者は認定資格を持ち、支援記録が契約書に添付される。 （理由・背景等） 後見制度を終了することに伴い、事理弁識能力が不十分である本人との取引が増加すると考えられ、本人が取引を申し出たときに、取引の相手方は取引安全性の確保が難しいと捉え、後見制度終了した本人との取引に消極的になる可能性がある。
7	第2の2 10-11頁	期間が設けられることで、取引時に期間内であるか期間外であるか、取引の相手方として誰が有権限者であるかの確認が生じる可能性があるため、円滑な取引を行う上でも、審判書への明示（具体的な期間・有権限者・終了事実を含む）や、オンライン照会等での円滑な確認が可能な仕組みが必要と考えられる。 （理由・背景等） 期間が設けられることで、本人・保護者の権限が不明確になる可能性があり、取引時に期間内外の確認や本人・保護者の権限の有効性を確認し、適切な方と取引を行う必要性が生じる。 また、上記の確認に時間を要する可能性があり、取引の相手方として円滑な処理を行う上でも、権限保有者、期間の更新有無、期間の延伸有無、期間内であるか期間外であるかを、審判書やオンライン照会等での確認可能な仕組みが必要。

番号	該当箇所	意見等
8	第3の2 12-13 頁	交代が行われることで、交代後保護者による交代前保護者が締結した契約に対して、取消可否および可の場合の取消可能な契約内容についての考え方の明示が必要と考えられる。 (理由・背景等) 交代が行われることで、交代後保護者による交代前保護者が締結した契約に対して、取消可否および可の場合の取消可能な契約内容にかかる考え方の明示がない。
9	第3の3 15 頁 18-19 行	保護者の権限が不明確になる可能性があるため、代理権有無や代理権範囲の明示等、取引の相手方の保護が必要と考えられる。 (理由・背景等) 規律を設けないことで、保護者の権限が不明確になる可能性があるため、取引の相手方として慎重な対応が生じ、代理権の有無や代理権の範囲が明示等、取引の相手方の保護が必要。
10	第4の1 18 頁 17-33 行	①本人が行為能力者となった後②本人が行為能力者とならない間と、場合分けの記載となっているが、能力者の区別は何をもって示されるのか明示が必要と考えられる。 催告することができるため、催告が可能であるが必須ではないと意味するところと捉えられるが、催告による期日管理の負荷が生じる可能性もあり、同意追認を契約時に実施（例えば、契約書に本人・保護者から署名押印を受け入れ）することで、後日取消が行われることは生じないと考えられる。 ③に特別な行為を要する行為について、具体的な内容を明示する必要があると考えられる。 (理由・背景等) 区別がないと誰に催告すれば良いか不明。 催告することができるであり、催告が必須ではない理解。催告による期日管理の負荷が生じる可能性があるため代替手段も必要（契約時に同意追認もあわせてもらう）。 また、特別の方式を要する行為（略）取り消したものとみなす。とあり、取り消されることは契約の相手方として原状回復義務の履行が発生すると考えられ、特別な方式について明確化が必要（特別な方式のみ催告するといった限定的な処理を考慮する）。
11	第4の3 乙2案 19 頁 17-18 行	誰に送るか不明確な場合、取引の相手方として通知することができない可能性があるため、通知先が誰であるかの明示が必要と考えられる。 (理由・背景等) 誰に送るか不明確な場合、取引の相手方として、通知することができない可能性があるため、通知先が誰であるかの明示が必要。
12	第4の3 乙1案 19 頁 22 行	誰に送るか不明確な場合、取引の相手方として通知することができない可能性があるため、通知先が誰であるかの明示が必要と考えられる。 (理由・背景等) 誰に送るか不明確な場合、取引の相手方として、通知することができない可能性があるため、通知先が誰であるかの明示が必要。

番号	該当箇所	意見等
13	第4の3 19頁32行	有権限者が増えることで取引関係者の管理負荷が増える可能性があるため、本人に代わって意思表示を受ける者は保護者に限定する必要があると考えられる。 (理由・背景等) 有権限者が増えることで取引関係者の管理負荷が増える可能性があるため、本人に代わって意思表示を受ける者は保護者限定が必要。
14	第6の1 25頁20-22行	任意後見人と成年後見人等が異なる方が担い権限重複が生じる場合、取引の相手方として、誰と取引を行うことになるか不明確になる可能性があるため、分掌による明確化が必要と考えられる。 (理由・背景等) 任意後見人と成年後見人等が異なる方が担い権限重複が生じる場合、取引の相手方としては誰と取引を行うことになるか不明確になる可能性があるため、分掌による明確化が必要。
15	第8 29頁	新後見制度開始後、現行の後見制度利用者の取扱いが不透明になる可能性があるため、新旧制度が併存等、在り方について明確化が必要と考えられる。 (理由・背景等) 新後見制度開始後、現行の後見制度利用者の取扱いが不透明になる可能性があるため、新旧制度が併存等、在り方について明確化が必要。